

消費生活クエスト

～「消費者市民社会」編～

Lv.1

この中で君がとったことのある
行動に^{必ず}✓をつけよう



カプセルトイをする



水を使う



外食をする



スマホゲームで
アイテムを買う



えいが
映画を見に行く



バスに乗る



習い事をする



おかし^{ようき}の容器^すを捨てる



美容院で髪^{かみ}を切る

君も、商品やサービスを買って生活しておるな



この中で1つでもしたことがあるあなたは「消費者」です。
小学生のみんなも「買う」「使う」「食べる」「捨てる」など
毎日「消費者」として行動しています。

Lv.2

契約成立(「買う人(消費者)」と「売る人」の気持ちが一致)したときはいつだろう?

君たちが買い物することは「契約」なんじゃ。契約について考えよう

どれにしようかな?



①「買う人」が商品を選んでるとき

これください

買う人
(消費者)

②「買う人」が商品を買うことを伝えて「売る人」が「わかりました」と言ったとき



売る人

わかりました
ありがとうございます

③「買う人」がお金を支払い商品を受け取ったとき



Lv.2の答え

2

買う人
(消費者)



お金を支払う

これください

合意

契約成立

わかりました

売る人



商品をわたす

「買う人」が商品を買うことを伝えて、「売る人」が「わかりました」と言ったときに契約が成立します。一度、契約が成立したら、消費者の都合で簡単にやめることができません。

ゲーム課金も「契約」だから簡単にやめられないよ

スマホでゲームをしていたら10万円の請求が! なぜこんなことになったの?

ある日

なんだこれは!!

10万円!? え、やばっ



ゲームをしているときにアイテムを「購入する」ボタンを何度かおしてしまったなあ



アイテムを購入するときは、保護者に相談するんじゃぞ

こんなことにならないために、どうすればいいか書いてみよう



Lv.3

自分にできることを考えよう

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことじゃ
日本では年間 464 万トン (学校の 25m プール 4990 杯分) 捨てられているんじゃないよ
出典:「事業系食品ロス量(2023年推計値)」農林水産省(令和7年6月発表)



よりよい未来をつくる「消費者市民」になろう

未来のことを考えて、自分たちにできる行動は何だろう？



よりよい未来をつくるために自分にできることを考えて、たくさん書いてみよう

「将来の人々のこと」「社会のこと」「環境のこと」を考えられる人が「消費者市民」です。
消費者市民みんなで力を合わせてつくる社会を「消費者市民社会」といいます。

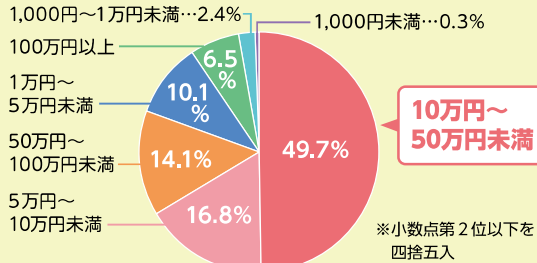
保護者の方へ

子どもが保護者に無断でクレジットカードを持ち出す、保護者が設定したパスワードを入力して決済を行うなどにより、保護者の知らないうちに課金するケースが多くなっています。

実際に、こんなトラブルが起きています

保護者が使わなくなった古いスマートフォンを子どもが家のWi-Fiにつないで使用していたところ、登録されていたクレジットカード情報を使って無断でゲーム課金をしていた。古いスマートフォンは通信契約をしていないので、課金できるとは思っていなかった。などオンラインゲームに関する相談が増えています。

〔全国の消費生活センターに相談のあった
小中高生のゲーム課金額〕



出典：「子どものオンラインゲーム 無断課金につながるあぶない場面に注意!!」
国民生活センター（令和6年3月発表）

子どもがトラブルに巻き込まれないようにするためには…

① クレジットカードは本人以外の使用はできません

子どもが無断で使った場合であっても、保護者の管理責任を問われる場合があります

② パスワードは推測されにくいものにし、使いまわしは避けましょう

③ 利用明細をこまめに確認し、身に覚えのない請求がないかを確認しましょう

④ 子どもが使う端末にカード情報などを登録しないようにしましょう

端末にクレジットカード情報やパスワードが登録されていると、おもわぬところで課金につながる恐れがあります。使わなくなった古い端末を子ども用にする際や、子どもがスマートフォンを使う前には必ずカード情報などは削除しましょう

⑤ 子どもの端末の使用状況を把握するようにしましょう

子どものスマートフォンの利用を把握し、管理するしくみである「ペアレンタルコントロール」やその中の不適切な情報へのアクセスを遮断する「フィルタリング機能」を利用しましょう

⑥ ゲームの遊び方について話し合いましょう

クレジットカードや課金のしくみを理解し、子どもにわかりやすく伝えましょう
ゲームをするときのルールを作ることも大切です



「消費者市民社会ってな～に？」みんなで考えてみませんか？

買い物をするときに、「安い」「便利」というだけで商品やサービスを選んでいませんか？「どう選び、何をかうのか？」を考えることが、消費者市民への第一歩です。まず、お子さんと一緒に、「買い物の仕方」について考えてみることから始めてみませんか？

〈消費者市民社会とは〉消費者が、個々の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が、現在および将来の世代にわたって、内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正に持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

引用：「消費者教育の推進に関する法律 第2条第2項」

大阪府 若者向け
消費者教育情報サイト



消費者教育推進大使 もずやん

困ったときは一人で悩まずに

消費者ホットライン 188
(局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10
ATC ITM棟3F

12 100%



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。
消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12. つくる責任
つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

監修：大阪教育大学教授 大本 久美子

制作委託：公益財団法人 関西消費者協会 2025.11